

ほけんだより臨時号

令和7年9月発行
大阪市立東中学校
保健室

9月中頃より、新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザに罹患している生徒がみられています。罹患した生徒には感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザそれぞれに出席停止期間が学校保健安全法施行規則により定められています。下記に記載してある出席停止期間を確認し、罹患した場合には遵守していただくようよろしくお願いします。

▼出席停止期間

新型コロナウイルス感染症

「発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

インフルエンザ

「発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」

※1 発症した日は0日目とし、その翌日を1日目とカウントする。

※2 症状が軽快とは、「解熱剤を使用せずに解熱」かつ「呼吸器症状が改善傾向にある」こと。



感染を予防していくために…

感染症にならない・広めないためには、食事の前や外出後などの石鹼による手洗いや、咳エチケット、部屋の換気を定期的に行うことなどが重要になります。特に寒い時期になってくると部屋を閉め切ってしまいがちになりますが、短時間（5分程度）でもこまめに窓を開けることで換気の効果があります。

今一度、日々の感染対策を心がけるようにしていきましょう。

